

1. 第1回岐阜市自然環境保全推進委員会 保全・再生部会 議事概要

■開催日時 令和5年11月29日(水) 10:00~11:20

■開催場所 岐阜市役所 14階 14-1会議室

■出席委員 楠田部会長、水崎副部会長、岡本委員、近藤委員、福井委員

■議事

審議事項

(1) 部会長及び副部会長の選出

- ・部会長に楠田委員、副部会長に水崎委員を選出

(2) 希少種の保全について

(貴重野生動植物についての意見)

- ・貴重野生動植物種のカテゴリだけでなく、国の特定第二種国内希少野生動植物種(別紙参照)のような商業捕獲のみを規制するようなカテゴリや重要調査対象種を設けた方が良い。
- ・希少種の写真に位置情報をつけて SNS 等で公開することで、盗掘する人がいるため規制してもらいたい。
- ・動植物を飼う(買う)側の人が、その動植物がどういったルートで入手されたものかどうかが考えてもらいたい。

その他

- ・第2回生物多様性シンポジウムを1月27日(土)に開催することを報告。

2. 貴重野生動植物種について

岐阜市では岐阜市自然環境の保全に関する条例により生息又は生育数が著しく少なく、又は著しく減少しつつある種を貴重野生動植物種(現在はヒメコウホネ、ヤマトサンショウウオ、ホトケドジョウの3種)に指定し、その生息又は生育の状況を把握し、その状況に応じて保護を図るよう努めている。今後レッドデータブック・ブルーデータブック 2023 及び継続調査の結果を基に、新たに希少野生動植物種に指定すべき種を検討する。

<貴重野生動植物種>



ヒメコウホネ



ヤマトサンショウウオ



ホトケドジョウ

<指定の流れ>

- ① これまでの自然情報調査及び継続調査において、生息地の減少や外来種の影響などにより生息又は生育数が著しく減少しつつある種を選定する。
- ② 法、県条例等により保護されている種を除外する。
- ③ 専門家の意見を聴く。(岐阜市自然環境保全推進委員会保全・再生部会等)
- ④ 岐阜市環境審議会において審議する。
- ⑤ 岐阜市自然環境の保全に関する条例施行規則を改正する。

3. 具体的な対応

■貴重野生動植物種について

- ・国の特定第二種制度と同様のカテゴリについての検討
- ・新たな貴重野生動植物種の選定

貴重野生動植物種に指定される種は、「生息又は生育が著しく少なく、又は著しく減少しつつある種」とあり、指定できる種は限られている。指定された種について、捕獲、採取、殺傷又は損傷することを禁止しており、捕獲等をする場合は市の許可を受けなければならない。

貴重野生動植物種の捕獲等を行う場合に、デジタル申請等の利用度の高い許可申請をできるようにすることで、新たな貴重野生動植物種の指定について検討する。

今後は、分類群ごとに重要調査対象種(仮称)を選定し、優先的に調査を実施する。その結果を基に、新たに貴重野生動植物種に指定すべき種と商業捕獲の禁止等を検討すべき種をそれぞれ把握し、専門部会(保全・再生部会等)に報告する。

- ・市民への周知・啓発

希少種の写真を位置情報付きで SNS 等で広く公開する行為が、盗掘に繋がる可能性があることを周知・啓発する。

また、お店で売られている動植物が、どういった方法で入手されたものか疑問をもつことが、飼う(買う)責任であることを周知する。

4. 今後の予定

今後は、保全・再生部会からの意見をもとに以下の取組を進める。

- ・希少種の保全について、県、他市町村の事例を調査研究する。(特定第二種のようなカテゴリを設けている事例についてなど)
- ・貴重野生動植物種に指定された場合の、捕獲等の許可申請の手続きを、デジタル申請等簡易的にできるようにする。
- ・動植物の写真を SNS 等で公開することによって、盗掘などが起こりやすい事例を紹介するなど、市民に周知する方法を検討する。
- ・イベント等で、店で売られている動植物について、その入手方法について疑問をもつことが飼う(買う)責任であることを周知する方法を検討する。